

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月20日

横浜市契約事務受任者  
磯子区長 高橋 功

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙にかかる選挙公報ポスティング業務委託

2 履行（納品）場所

磯子区内一部地域

3 契約日

令和8年1月30日

4 履行日又は履行期間

令和8年2月13日まで

5 契約金額

2,316,600円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市磯子区杉田5-5-3

株式会社ナカワールド

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

選挙公報については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第170条第1項により、「都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに、配布するもの」と定められているため、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙においては、2月6日までに配布を完了する必要があるため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ、人員確保等の事前準備を含む配布の安定的かつ確実な履行が担保されず、公平・公正選挙事務の執行に重大な支障をきたす恐れがあったため。

8 契約の相手方の選定理由

選挙公報の世帯配布開始から法令上の配布期限（令和8年2月6日）までが短期間であるため、通常の入札では契約が間に合わず支障が生じる恐れがあること、また、磯子

区において神奈川県第1区の選挙公報を配布しなければならず、区境で誤配することはできない。このため、磯子区内の地理に精通し、実績と確実な履行能力を有する事業者への委託が合理的であるため。

9 所管課

磯子区総務部総務課